

足立区議会議長 鈴木 進 様

(提案理由)

住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)への参加に伴い、情報漏えいやそのおそれがあると実施機関が認めたとき、国や他の地方公共団体等に報告を求め、又は調査を行い、必要がある場合には情報提供の一時停止等ができるよう、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区個人情報保護条例の一部を改正する条例

足立区個人情報保護条例(平成5年足立区条例第57号)の一部を次のように改正する。

第22条に次の3項を加える。

- 2 実施機関は、前項ただし書の規定に基づき、通信回路その他の方法による結合(以下「外部結合」という。)を通じて送受信を行った個人情報について、漏えい、目的外利用等の事実があったとき、又は、事故、災害、その他の事由により、その保護措置が適正に実施されず、基本的人権の侵害のおそれがあると認められるときは、国、他の地方公共団体、その他の外部結合の相手方(以下この条において「国等」という。)から、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- 3 実施機関は、前項の規定による国等からの報告又は調査の結果に基づき、審議会の意見を聴いて、外部結合の一時停止等個人情報の保護に関し、必要な措置を講じるものとする。
- 4 実施機関は、基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講じることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに審議会に報告するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出第18号議案

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例
右の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員	浜 崎 健 一
同	馬 場 繁太郎
同	藤 崎 貞 雄
同	平 沢 太 郎
同	中 島 勇
同	渡 辺 修 次
同	白 石 正 輝
同	飯 田 豊 彦
同	篠 原 守 宏
同	野 中 栄 治
同	大 島 芳 江
同	金 沢 美 矢 子
同	針 谷 みきお
同	前 野 和 男

足立区議会議長 鈴木 進 様

(提案理由)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

足立区議会情報公開条例の一部を次のように改正する。

第8条第1号ハ中「当該情報が公務員」の下に「等(独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)の役員及び職員を含む。以下同じ。)」を加え、「当該公務員」を「当該公務員等」に改め、同

条第2号中「国」の下に「、独立行政法人等」を加え、同条第4号口中「国」の下に「、独立行政法人等」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出第19号議案

足立区議会会議規則を左横書きに改める規則

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員	浜 崎 健 一
同	馬 場 繁太郎
同	藤 崎 貞 雄
同	平 沢 太 郎
同	中 島 勇
同	渡 辺 修 次
同	白 石 正 輝
同	飯 田 豊 彦
同	篠 原 守 宏
同	野 中 栄 治
同	大 島 芳 江
同	金 沢 美 矢 子
同	針 谷 み き お
同	前 野 和 男

足立区議会議長 鈴木 進 様

(提案理由)

足立区議会会議規則を左横書きに改める必要があるため、本案を提出する。

足立区議会会議規則を左横書きに改める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区議会会議規則（昭和31年9月26日区議会議決）及びこの規則（以下「会議規則等」という。）を左横書きに改める

ことについて必要な事項を定めるものとする。

(形式)

第2条 会議規則等の形式は、左横書きに改める。

2 前項の場合において、配字は会議規則等における配字と同様とする。

(用字等)

第3条 会議規則等中、漢数字（熟語の一部をなすことによって数量を指示する意味の薄くなっている漢数字及び数量を指示する意味を持っているが慣用の確立されている熟語の一部をなしている漢数字を除く。）はアラビア数字に、号番号として用いられる漢数字は横かつこで囲んだアラビア数字に改める。ただし、区議会議長が改めることが適当でないと認められたものは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、会議規則等の用字、用語等で左横書きの実施に伴い改める必要があるものは、その内容を変えることなく、左横書きの形式に適合するものに改める。

付 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

議員提出第20号議案

小規模住宅用地にかかる都市計画税の

軽減措置の継続を求める意見書

右の議案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出する。

平成14年12月19日

提出者

足立区議会議員	田 中 章 雄
同	飯 田 豊 彦
同	野 中 栄 治
同	鈴 木 進
同	藤 木 二 幸
同	渡 辺 修 次
同	馬 場 繁太郎
同	白 石 正 輝
同	藤 崎 貞 雄